

○川越市農業振興審議会条例

平成三十年六月二十九日

条例第四十六号

(設置)

第一条 本市の農業振興の推進を図るため、川越市農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 川越市農業振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 川越市農業振興計画に基づく事業の実施状況に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 市内の農業者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業観光部農政課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。